

熊谷ラジコンスポーツクラブ 規約

(名称)

- 第1条 本会は、「熊谷ラジコンスポーツクラブ」と称する。
略称を、「KRSC」とする。
(以下、本クラブという。)
本クラブ、株式会社マキシムワークスにより私有地を借り受けて貰いKRSC飛行場として使用させてもらうものである。

(目的)

- 第2条 本クラブは、ラジオコントロールによる模型愛好者の集まりとして健全なる趣味を通じて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事務局)

- 第3条 本クラブの飛行場は借り受け側に事務局を置く。
但し事務局は猶予契約(事情によりさらに一定の期間はだけその履行を延引する契約)とする。

(活動)

- 第4条 本クラブは、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。
1. ラジオコントロール振興に関する調査研究。
 2. 会員の技術向上及び、相互の親睦を図るための競技会の開催。
 3. 愛好者育成と会員拡大のための研究関連諸団体との交流を図る集いの開催。
 4. 模型飛行機を通じ、青少年の科学知識育成と不良化の防止及び健全育成を目的とした、ライトプレーン工作教室及び飛行会の開催。
 5. その他、目的達成のために必要な特別事業。

(会員)

- 第5条 本クラブの会員は、ラジオコントロール模型の愛好者で組織し、所定の会費納入と定められた会合に出席できること、及びRC保険加入者又は、模型飛行士登録者とし資格を得る。

新会員の資格は、役員 $\frac{3}{2}$ 以上の推薦を必要とする。又、入会は毎年度始めからとし中途入会は認めず、希望者は準会員とし年度始めまで会員同伴を条件に飛行場使用を許可する。

本クラブの会員は、全員借り受け側(KRSC内飛行に関する)条件として、個人向賠償保険に加入することを条件とする。

(会員の資格停止及び除名)

- 第6条 次の各号のいずれかに該当すると、役員会で判断された者は、役員 $\frac{3}{2}$ 以上の賛成をもって、当該会員の資格停止、又は除名する事が出来る。但し、必要に応じてその会員に対し弁明の機会を与える事が出来る。

1. 法令に違反した時

- 2、クラブの規約に違反した時
- 3、会費の納入について、理由なく1年以上滞納した時
- 4、他の会員の名誉を傷つけた時
- 5、会員として相応しくないと判断された時
- 6、クラブの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱した時
- 7、クラブの合理的な支持・指導に従わない時
- 8、資格停止及び除名の場合は会費の返納は、しないとする

(役員)

- 第7条 本クラブの役員は次の通りとする。
会長 1名、副会長 1名、会計 1名、役員 若干名
- 第8条 会長・副会長は、役員の内より選出する。
- 第9条 役員は、総会において会員相互の推薦により選出する。
- 第10条 会計は、役員の推薦により会長が任命する。
- 第11条 会長は、この会を代表し会務を総括する。副会長は、会長を補佐し会長が事故ある時はこの職務を代行する。
- 第12条 本クラブに相談役及び顧問を置くことができる。
- 第13条 本クラブ役員任期は、2年とし留任はこれを妨げない。
- 第14条 本クラブに事務所を置く。但し会長がこれを兼務することが出来る。

(安全管理委員会)

- 第15条 本クラブは、安全管理委員を次の通り定める。
- 第16条 危険防止のため、安全管理委員を定め飛行の安全管理について万全を期する。
- 第17条 河川の使用にあたり、その管理には十分注意し環境整備に心掛ける。
- 第18条 飛行場の使用時間は、原則として朝8時以降とする。

(会議)

- 第19条 総会は、本クラブの最高決議機関とし、年1回行う。
- 第20条 総会及び役員会は、会長が召集し次の事項を審議する。
 1. 事業計画書及び決算の承認。
 2. 事業執行に関する事項。
 3. 本クラブ運営に関する事項。
 4. その他
- 第21条 総会及び役員会の決議は、出席会員の過半数をもって決定する。

(会計)

- 第22条 本クラブ経費は、次のものにより充当する。
 1. 会費、入会金
 2. 寄付金
 3. その他の収入
- 第23条 会員の年会費は一般の方23,000円、75歳以上の方13,000円、社会

人前学生の方は半額(13,000円)、準会員の方は準会員で1年以上経過し、準会員をもう1年継続する場合は23,000円とする。
但し、準会員を継続する場合は役員の確認が必要とする。
準会員の会員証の発行手数料として1人2,000円いただきます。

- 1度、納入された場合はいかなる理由があっても返納しない。
- 第24条 新入会員は、入会金 40,000円とする。
社会人前学生は半額とする。但し入会は親の同意を必要とする。
又、親(本クラブ会員)子の場合は入会金は免除。但し社会人になったら別途申し受けます。
- 第25条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日より翌3月31日とする。

(付則)

- 第26条 本クラブの会員は、別途定める「KRSC 安全飛行マニュアル」を遵守すること。

KRSC 安全飛行マニュアル

楽しいラジコンライフにご協力ください

1. 飛行時間帯

飛行時間は朝8時から日没までとする。

2. 飛行空域

国土交通省に提出した飛行計画の空域内で飛行すること。

基本的には離陸後すみやかに60°ライン内で飛行する事。

離陸と着陸の時は自分の立つ位置より(滑走路より土手方向には絶対に出さないこと)後ろまでは絶対に飛行させない。

3. 危険飛行の禁止

アクロ飛行する人は、危険を及ぼす事がないように飛行する事。60°ラインと安全な高度を保ってアクロをする事。

○危険飛行とみなされた時は役員の指示に従う事。

4. 緊急事態

万が一飛行で見失うことや、わからなくなった時は速やかに周囲のクラブ員に助けをもらう事。

5. 騒音規制

騒音規定として、F3Aのルールを適用する。草地、またはむき出しの表面上に飛行機を置いた状態で実施し、模型(マフラーの出口から)の中心から、3mの地点に置いて、最大騒音測定値は94dB(A)とする。(騒音測定は、機首を風上方向へ向け、機体の右90度右側、動力全開の状態を実施する。)

騒音規定外の機体は飛行出来ない。

6. 空域監視

クラブ員の飛行中においては、飛行をしていないクラブ員は飛行空域の監視を行い航空機の接近や第三者の空域侵入の恐れがある場合は飛行中のクラブ員に通知し、飛行中のクラブ員は直ちに危険回避行動をとること。

7. 事故等報告

国土交通省の定める「無人航空機」の事故等報告義務に準拠すること。それに該当しない場合であっても、耕作地や人や機材(構造物や車等)の近くに墜落した場合は速やかに役員に連絡する事。(※役員は会員名簿参照)